

FOR TOMORROW

しゅば  
法人

申告納税は  
e-Taxで!!



〈雪だるま・イルミネーション〉

## 法人会全国大会北海道大会報告！

2012.12  
No. **520**  
平成24年

平成25年度税制改正に関する提言	3
税務コーナー	5・6
確定申告会場開設のお知らせ	7
チームビルディング	12
都税コーナー	14

# 法人会掲示板 12・1月

## 12月・1月・(2月)実施する主な事業

- 12月4日 青年部会駅前美化活動
- 12月6日 広報委員会
- 12月18日 正副会長会
- 12月18日 理事会
- 12月19日 青年部会役員会
  
- 1月10日 新年賀詞交歓会
- 1月18日 源泉研究部会研修会
- 1月23日 女性部会新春講演会
- 1月23日 女性部会新年会
- 1月24日 所得税確定申告書作成セミナー
- 1月30日 印紙税セミナー
  
- 2月8日 源泉所得税セミナー
- 2月13日 源泉研究部会役員世話人会
- 2月21日 消費税セミナー (同封チラシ参照)
- 2月24日 エンジェルスセミナー



## 定例説明会等のお知らせ

### 《税務無料相談》

日時 平成24年12月19日(水)午後1時～4時  
 日時 平成25年1月17日(水)午後1時～4時  
 日時 平成25年2月20日(水)午後1時～4時  
 場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10  
 TEL 3461-0758

### 《決算法人説明会》

日時 1月16日(水) 午後1時30分～4時  
 場所 渋谷税務署 7F 会議室  
  
 日時 2月7日(木) 午後1時30分～4時  
 場所 渋谷税務署 7F 会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

- 申告書用紙等発送予定日  
法人税・消費税の確定申告書等

決算期	発送予定日
24年12月	25年1月30日
25年1月	25年2月27日
25年2月	25年3月28日

## 法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

- ◆日時 毎週月曜日から金曜日まで(祝日等除く)  
午前10時・11時・午後2時・3時・4時の5回
- ◆場所 羽野島法律事務所(新橋)
- ◆相談料 1時間まで無料 追加30分:5,000円
- ◆申込先 東法連:TEL 3357-0771

渋谷法人会HP → 左側下の方 経営支援 → 税務・法律相談



“今日、そこに いくらかの不満があっても ……  
 明日の幸せは あなたのもの ウェストというアカデミックなお店は  
 そんなあなたを お待ちするためにあるのです”

少人数から60名様のご宴会・各種パーティー等ご予算に応じ承ります。又お勤め帰りに欧風居酒屋としてもお気軽にご利用下さいませ。

営業時間  
午前11:00～午後11:00  
(日・祭日はご予約のみ営業)

## 欧風家庭料理の店

West Café Restaurant  
ウェスト

渋谷区渋谷1-10-7 グローリア宮益坂Ⅲ1F  
渋谷宮益坂(渋谷郵便局近く)

☎ 3400-0428

# 第29回全国大会北海道大会報告

## 平成25年度税制改正要望を決定 社会保障と税の一体化には給付の重点化、効率化を求める — 広く国民から受け入れられる法人会づくりを目指す —

第29回法人会全国大会が、10月11日(木)北海道釧路市の市民文化会館で開催され、全国から約1,900名、うち東京から230名超の会員が参加した。全国大会では税制改正要望全国大会も併せて開催され、「平成25年度税制改正に関する提言」の主旨説明を行った。

税制改正に関する提言とスローガンは下記の通り。



### 税制改正に関するスローガン

#### (総論)

待ったなし。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！

活力ある経済社会の実現を目指し、抜本的な税制改革を！

#### (震災復興)

予算の迅速な執行など、万全な体制により被災地の早期復興を！

#### (所得税)

所得税は広く薄く負担を求め、努力した人が報われる税制の構築を！

#### (法人税)

わが国企業の国際競争力確保のためにも、さらなる法人税率の引き下げを！

#### (事業承継税制)

地域の活性化・雇用確保に資するためにも、欧米並みの本格的な事業承継税制を！

#### (消費税)

増税だけに頼るのではなく、徹底した歳出削減の実施を！

#### (地方税)

地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！

#### (その他)

年金・医療・介護制度について改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を！

### 税制改正に関する提言 (重点項目)

#### 1. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方について

##### (1) 社会保障制度のあり方

社会保障は過剰なばらまきの給付を排し、「給付の重点化・効率化」を徹底すべき。

また、企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないことを求める。

##### (2) 行政改革の徹底

社会保障の安定財源を確保するためとはいえ、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。国・地方は「先ず隗よりはじめよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要である。特に、国・地方における議員定数と歳費の削減、および公務員の人員と人件費の削減は急務であると考ええる。

##### (3) 財政健全化に向けて

聖域なき歳出削減を徹底すること。

消費税の税収増を当て込んだ財政規律の緩みは厳に戒めるべきである。

##### (4) 消費税率を引き上げる際には景気に配慮すること

##### (5) 円滑な価格転嫁の実現

価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、その実効を担保する確実な措置を講じるよう強く求める。

#### 2. 法人税率の引き下げ

##### (1) 法人実効税率30%以下の早期実現

##### (2) 軽減税率15%の本則化と適用所得金額を1,600万円程度に引き上げ

#### 3. 事業承継税制の拡充

##### (1) 「相続税および贈与税の納税猶予制度」について要件緩和と充実

- ・ 煩雑な各種手続きの簡素化と手続き窓口の一元化

- ・ 5年間の雇用8割維持の要件緩和

- ・ 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予制度割合(80%)の引き上げ

- ・ 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度の見直し

##### (2) 親族外への事業承継に対する措置の創設

##### (3) 事業用資産を一般財産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

正しい税知識を学ぼう

# 平成24年度渋谷税務署長納税表彰式

## (本会関係者) 表彰状5名、感謝状6名受彰

平成24年度納税表彰式が11月15日(木)、午後3時30分より原宿東郷記念館で開かれ、約200名の参加者を前に、本会より、表彰者5名、感謝状6名の方々が税務行政に功労があったとして、受彰の栄に浴されました。

(敬称略)

渋谷税務署長表彰状受彰者



海老名 孝  
(常任理事)  
(株)エビナ



岡崎 義明  
(理事)  
(株)岡崎ビル



生稲 榮次  
(理事)  
(有)生稲



羽根田 晴  
(青年部会副部会長)  
(株)アッシュホールディングス



吉田 賀一  
(青年部会副部会長)  
東武産業(有)

渋谷税務署長感謝状受彰者



長谷川 隆  
(常任理事)  
長谷川印刷(株)



西村 元  
(理事)  
(有)オフィスはじめ



脇田 茂久  
(理事)  
(株)ワキタ靴店



滝島 聡  
(理事)  
(株)光文堂インターナショナル



丸山 幸孝  
(理事)  
(株)エムトレーディング



松本 芳枝  
(女性部会副部会長)  
(有)ユニオン企画



渋谷都税事務所長感謝状受彰者



村田 英郎  
(常任理事)  
(株)村田商店

また、11月21日(水)に常任理事で第17ブロック長の村田英郎氏が渋谷都税事務所長感謝状を受彰されました。



三次署長(右)から表彰状を授与される岡崎理事

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

# 税 務 署

## 法定調書の作成・提出はパソコンで !! ～ e-Tax、光ディスク等でもっと便利に～

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用すると、

### 作成が便利！

画面に表示される法定調書等の様式に必要な事項を入力するだけで、法定調書や法定調書合計表が作成できる上、支払者の氏名や住所等があらかじめ画面に表示されますので入力の手間も省けます。

### 提出が便利！

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して法定調書等を税務署に提出することができます。



◎ e-Tax のご利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。）、電子証明書がICカードに格納されている場合には、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

（注）パソコンの環境などによりご利用できない場合があります。

◎ e-Tax を利用するためには、開始届出書の提出が必要です。

開始届出書は、e-Tax ホームページからオンラインで提出でき、利用者識別番号等がオンラインで発行（通知）されます。利用者識別番号の取得後、電子証明書等の初期登録を行ってください。

◎ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書（及び同合計表）」については、e-Tax ホームページの「e-Tax ソフト（web版）」により、作成・提出することができます。

◎ 詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。利用開始の手続、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法、また、よくある質問（Q&A）など、e-Tax に関する最新情報についてお知らせをしています。なお、ご不明な点がある場合には、最寄りの税務署までお問い合わせください。

### 光ディスク等による提出について

法定調書は、書面及び e-Tax による提出のほか、光ディスク等（CD、DVD、FD、MO）により提出することもできます。

光ディスク等により提出する場合には、事前に承認申請手続が必要です。また提出する規格等が定まっておりますので、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署までお問い合わせください。

提出に当たってはセキュリティ確保のため、暗号化（自己復号型）による提出をお勧めします。

なお、一定の方について、平成 26 年 1 月 1 日以降光ディスク等による提出が義務化されています。

e-Taxホームページ

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

### 提出期限等について

給与所得源泉徴収票等 6 種類の法定調書は、平成 25 年 1 月 31 日（木）までに所轄税務署長（給与支払報告書・特別徴収票については、関係市区町村長）に提出しなければなりません。

### 法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記入方法について

- 1 提出範囲の金額基準の判定に当たっては、原則として消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額を含めてください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて判定しても差し支えありません。）。
- 2 支払金額の記入に当たっては、原則として消費税等の額を含めて記入してください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて記入しても差し支えありませんが、その場合には、「(摘要)」欄にその消費税等の額を記入してください。）。

この社会あなたの税が生きる

## 都税事務所だより



### 12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です！

～東京都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施します！～

都と区市町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保を目指して、本年12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

#### 【納税相談のお問い合わせ】

税金の種類	23区内	多摩地域
個人住民税	各区役所	各市役所・町村役場
個人事業税	各都税事務所	
固定資産税 都市計画税	各都税事務所	各市役所・町村役場
自動車税	各都税事務所・都税総合事務センター	
軽自動車税	各区役所	各市役所・町村役場

お問い合わせ先の詳細は、納税通知書等により確認して下さい

納期内納税にご協力をお願いします！



#### 【強化月間のお問合せ】

主税局徴収部個人都民税対策課  
03-5388-2891

## メールマガジンのご案内 東京都「公売情報」お知らせメール

公売財産には、土地や建物といった不動産のほか、自動車、時計、バッグ、アクセサリなど様々な種類の財産があり、インターネットオークションを活用した公売も実施しています。

東京都主税局が、都税の滞納により差し押さえた財産の公売情報等をタイムリーにお届けします。

公売は、原則どなたでも参加できますので、是非メールマガジンにご登録ください。

### 登録方法 ※登録無料

#### ステップ1

東京都主税局HP内のメールマガジン  
ご案内ページにアクセスするか、  
[http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail\\_magazine.htm](http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.htm)

下のQRコードからアクセスする。

<QRコード>

スマートフォン用



携帯電話用



携帯電話用は、株式会社まぐまぐのHP(携帯版)にアクセスするので、「東京都 公売」でメールマガジンを検索する。

※QRコードを読み取るには、バーコードリーダーが必要です。  
※QRコードは特許ソニーウェアの登録商標です。

#### ステップ2

登録画面に従って、登録を行う。

<パソコン・スマートフォン用>  
メールアドレスを入力し、送信する。



送信後、認証メールが届くので、  
メール本文から読者登録をする。

※携帯電話用は、上記方法と異なるので、  
登録画面に従って、登録を行う。

※このメールマガジンは、株式会社まぐまぐが  
提供するサービスを利用して発行します。  
※登録前に、メールマガジンに関する説明や  
注意事項をお読みください。

#### 【メールマガジンに関するお問い合わせ先】

東京都 主税局 徴収部 徴収指導課 徴収指導係  
TEL 03-5388-3024(ダイヤルイン)

e-Taxを利用しよう

渋谷、世田谷、北沢、玉川税務署から

# 確定申告会場開設のお知らせ

所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・提出会場を

## ベルサール渋谷ファースト

に開設します。

作成済みの申告書等は、土、日及び祝日を除き税務署でも提出を受け付けています。

期 間：平成25年2月12日(火) から 3月15日(金) まで

※ 土、日及び祝日を除きますが、2月24日(日)及び3月3日(日)は開場します。

時 間：受付 午前8時30分から午後4時まで(相談開始は、午前9時15分)

※ 申告書等の提出は、午後5時まで

所在地：渋谷区東1-2-20 (住友不動産渋谷ファーストタワー 2階)

※ 会場に駐車場及び駐輪場はありません。

1月4日(金)から3月15日(金)の期間は、税務署内に申告書作成会場はありません。

○最寄り駅から会場までの御案内○

- ◆ 渋谷駅  
【15番出口】又は【東口】から歩道橋を渡り、渋谷警察署の前(六本木通り)を直進(約8分)  
※ 歩道橋にはエレベータが設置してあります。
- ★都営バス  
【東口54番乗場】(学03系統)  
「日赤医療センター」行き 《渋谷三丁目》下車
- ★ハチ公バス「タヤけこやけルート」  
《青山学院西門》下車
- ◆ 表参道駅  
【B1出口】又は【B3出口】から青山学院大学を左側に見て、青山通りを渋谷方面に進み、青山学院前交差点を左折(約10分)  
※ B3出口にはエレベータが設置してあります。



渋谷税務署 TEL03-3463-9181(代表)

世田谷税務署 TEL03-3421-5121(代表)

北沢税務署 TEL03-3322-3271(代表)

玉川税務署 TEL03-3700-4131(代表)

国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます!



みんなの力で法人会を大きく育てよう

## 渋谷税務署からのお知らせ

# 平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

## 個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、 記帳と帳簿等の保存が必要になります！！

※所得税の申告が必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

### ◎記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

### ◎帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」を御覧いただき、記帳の仕方がお分かりにならない方は、渋谷税務署までお問合せください。

【問い合わせ先】 渋谷税務署 個人課税第1部門 電話 03-3463-9181

## 税務手続について ～国税通則法等の改正～

### 申告書を提出した後で、所得金額や税額などを 誤って申告していたことに気付いたときには…

#### 1 納める税金が多過ぎた場合や還付される税金が少な過ぎた場合

税額の減額や還付金額の増額を求める「更生の請求」をすることができます。

「更生の請求」は、原則として法廷申告期限から5年間することができます。

その際には、「更生の請求」をする理由の基礎となる事実を証明する書類を添付していただく必要があります。

(注) 「更生の請求」をすることができる期間は、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について5年（改正前：1年）に延長されています。

#### 2 納める税金が少な過ぎた場合や還付される税金が多過ぎた場合

申告内容の誤りは、修正申告により訂正することができます。

税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税は課されません。ただし、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税が課される場合があります。

(注) 当初の申告が期限後申告の場合は、無申告加算税が課される場合があります。

メールアドレスを登録しよう

法人会  
事業  
アラカルト

渋谷区くみの広場(しづやフェスタ2012)  
に参加

「税を考える週間」(11/11~11/17)行事の一環として、去る11月3日(土)、4日(日)の2日間、渋谷税務署管内税務関係五団体の一員として、渋谷区くみの広場(しづやフェスタ2012)に参加。2日間で延べ90万人の来場者で賑わう会場で税金クイズに挑戦していただき、賞品のパンジーの鉢植え(3,000セット)や子供たち向けに風船を用意してプレゼントした。

他に法人会として、クリアファイル、スカイツリー下敷き、税金クイズまんが「クイズだゼイ!」等も各3,000セット提供した。

クイズに参加された皆さんは、改めて税に対する認識を深められたようだった。

柳田会長、八木原副会長、石田副会長、須藤副会長、青年部会、女性部会員の皆さん、早朝より花のセットや税金クイズ、鉢植えのプレゼンターまでお疲れ様でした。



イータくん



区民のひろば



税金クイズ



花プレゼントの準備中

三枝成彰氏特別講演

—私がオペラを書く理由—

去る10月16日(火)午後3時より、渋谷エクセルホテル東急において、講師に作曲家 三枝成彰(さえぐさ しげあき)氏をお迎えし「私がオペラを書く理由」と題して、秋の特別講演会・法人会員の集いを開催した。



講師：三枝成彰氏



特別講演会

実際のオペラの画像等を見ながら、オペラの概略から楽しみ方などお話をされた。

その後同所において会員の集い(懇親会)を催し、会員相互の交流を図っていただいた。

講演会は、一般の方20名を含めて148名の方が出席された。

「税を考える週間」記念講演会を開催

国税庁は毎年11月11日~17日を、税の仕組みや目的を「知ってもらい」そして「考えてもらい」税に対する理解を深めてもらう為、「税を考える週間」を設けており、その参加行事の一環として開催している“経営税務学校”を今回から「税を考える週間」記念講演会として、11月13日(火)渋谷エクセルホテル東急において開催した。

当日は、まず柳田会長挨拶、次に渋谷税務署長三次直哉様にご挨拶をいただき、本題に入ります、渋谷税務署からのお知らせとして『納税環境整備に関する国税通則法等の改正』について渋谷税務署姫野審理担当上席からご説明いただいた。

続いて、税理士法人 茂呂総合研究所代表 茂呂和夫氏に『経営に役に立つ税務』と題して講演していただいた。

茂呂氏は、相続・贈与税など事業承継に関わる税制の改正等を分かり易く解説され、どのように対処したらいいかということをお話しされた。出席者80名。



柳田会長挨拶



三次署長ご挨拶



講師：姫野審理担当上席



税を考える週間記念講演



講師：茂呂和夫氏



経営安定セミナーを開催

—不況の中の中小企業経営—

渋谷法人会では長引く不況、先の見えない経営環境の中、中小企業はどのように乗り切るかをテーマに去る9月24日(月)午後1時30分から渋谷区立商工会館に於いて、経営セミナーを開催した。

講師は、税理士・経営コンサルタントの大矢博先生にお願ひした。出席者33名。

会員の増加は、会員のメリットに通じる



講師：大矢博氏



経営セミナー

## “改正消費税でどう変わる”セミナーを開催

### —日本経済と中小企業経営—

先の見えない不況の中、消費税率のアップが決定しましたが、増税はやむ無しと言う人となのような不況の中の増税はさらなる経済状況の悪化につながると、反対する人々も多くいます。

法人会では、改正消費税の内容と行方、改正消費税によって中小企業経営がどう変わるのかについて、ノースアジア大学経済学部特任教授の野口秀行氏を講師にお迎えして、10月5日(金)、午後2時より渋谷法人会館においてセミナーを開催した。出席者27名。



講師：野口秀行氏



改正消費税でどう変わる日本経済と中小企業経営

## キャッシュフロー改善セミナーを開催

去る10月26日(金)午後1時30分から渋谷法人会館において、中小企業新事業活動促進法による新規融資・助成金獲得のノウハウ、中小企業金融円滑化法や産活法が及ぼす影響と中小企業の再生支援について、(株)柳澤経営研究所代表の税理士・柳澤賢仁氏に講演いただいた。出席者18名。



講師：柳澤賢仁氏



超実践的90日で実現するキャッシュフロー改善セミナー

## 平成24年度第2回簿記講習会終了！

渋谷法人会では、9月10日より渋谷法人会館において、平成24年度の第2回の初級簿記講習会を開催し、11月8日終了した。

開催時間は今回は午後4時より6時まで。それぞれ最終日に修了証を渡した。講師は、税理士の四方 茂氏。受講者は12名。

### ●ブロックだより●

## ブロック税務講習会を開催

法人会の各ブロックでは、9月14日の第20・21ブロック

共同の税務講習会を皮切りに、平成24年度税法改正の講習会を開催した。今年度は来年度のブロック再編成を前に、新しいブロック編成での開催もいくつかあり12回の開催となった。

法人会では、本部事業だけでなく、ブロック別にもいろいろな行事を企画開催しております。是非ご参加ください。開催行事は、ホームページでもチェック可能です。

講師は、渋谷税務署の小野寺法人課税第一部門統括官、姫野審理担当上席調査官。

写真は、10月12日(金)開催の第12ブロック。



小野寺統括官 ご挨拶と署からのお知らせ



講師：姫野審理担当上席



12ブロック税務講習会

## 千駄ヶ谷まつりに参加

### 第19ブロック（藤田ブロック長）

去る10月7日(日)千駄ヶ谷地区の小中学校4校で輪番開催している千駄ヶ谷まつりが今年度は鳩森小学校で開催され、今年初めて法人会も参加した。



将棋プロ棋士の方と役員

当日は朝から生憎の雨模様だったが、体育館を利用した催しなど大変盛大に催され、渋谷税務署から提供された恒例の“税金クイズ”に小中学校の子供たちや付添いの父兄も挑戦、頭をひねり一所懸命に考え、その後もらった景品に喜んでいた。景品と一緒に法人会発行のまんが式の税金クイズなどを渡し、法人会をアピールした。



親子でクイズに挑戦

## Hirooフェアに参加

### 第4ブロック（鈴木ブロック長）

10月21日(日)渋谷法人会第4ブロック（広尾1～5丁目）



広尾フェア：大賑わいの税金クイズ

でHirooフェアが開かれ、今年も法人会から花小鉢、お菓子、税金クイズ等を提供し、法人会をアピールした。

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

## 第20・21ブロック防災研修会を開催

去る10月26日(金)、来年度合併して1つのブロックになる第20・21ブロックでは、昨年の震災もあり、東京都の防災設備についての研修会を開催した。

今回は、神宮前地区の3町会の方々もお招きした。また渋谷税務署からも法人課税第一部門の小野寺統括官と合同庁舎管理係の大阪係長の2人が税務署から近い代々木公園の防災施設の研修に参加された。

研修内容は、まず代々木公園事務所において、東京都建設局公園緑地部公園課長の鹿田氏に公園設備等のレクチャーを受け、続いて東京都水道局南部支所水道局配水第二課長の土岐氏に50万人分確保されている水についてレクチャーを受けた。



20・21ブロック防災研修会

その後現場に移動し、公益法人東京都公園協会公園事業部代々木公園サービスセンター長の佐野氏にかまどベンチの使用方法などの説明を受け、土岐第二課長より確保してある水の種類と使用方法について説明を受けた。

それから都庁に移動し、総務局防災部広域連携担当課長の金窪氏より防災センターについて説明を受け、続いて東京消防庁係官より災害時生き残るためのレクチャーを受けた。

その後都立葛西臨海公園に移動し、昼食後水族館の見学をして息抜きした。

## 税務研修会を開催

### 第11ブロック(杉本ブロック長)

第11ブロックでは、去る11月7日(水)白鳳において午前11時30分より、公認会計士、税理士の金子健紀氏を招き、“平成23年・24年税制改正のポイントと今後の改正の動向”と題して税理士の視点からの税制改正について研修を受けた。出席者31名。



講師：金子健紀氏



11ブロック税務研修会

●部会だより●

## 源泉研究部会役員・世話人会を開催

去る9月12日(水)午前11時から、源泉研究部会役員・世話人会を開催し、税務署異動後の初顔合わせと今後の部会事

業について話し合った。

出席者は渋谷税務署三次署長はじめ5名、法人会からは柳田会長はじめ16名。



三次署長ご挨拶



柳田会長挨拶



戸田部会長挨拶



源泉研究部会役員・世話人会

## 東洋羽毛工場見学研修会を開催

去る10月2日(火)女性部会主催、青年部会協賛により、東洋羽毛工業(株)相模原工場の見学研修会を開催した。

工程のビデオ説明を受けたあと、金属探知機による検針検査や羽毛の詰め込み、体圧試験器により体圧を測り、最適な寝具のタイプを選択できるなどその技術力に驚いた。

参加者26名。



説明を受ける見学者



全員集合

●女性部会●

## 小学生絵はがきコンクール

女性部会主催により、第2回小学生“税に関する絵はがきコンクール”を開催した。

昨年は、長谷戸小学校と猿楽小学校の2校だったが、今年は神南小学校、神宮前小学校、代々木小学校にも参加してもらい、それぞれ法人会長賞、女性部会長賞、金賞各1名ずつ、銀賞2名、銅賞3名、入選10名を選出し、賞状と記念品を授与。他全員に参加賞を進呈した。



校長先生と入賞者(長谷戸小学校)



柳田会長から入賞者に賞状を授与

電子納税、電子申告を活用しよう

米国のマネジメントに学ぶ  
チームビルディング

10

経営コンサルタント 宮崎 ゆかり

## 文化や考え方の違いを受け入れる

私はアメリカ本土とハワイで、さまざまな企業のマーケティングのお手伝いをしています。アメリカ本土では、企業戦略の一環として、新商品をハワイでテストマーケティング調査をする中小規模の企業が数多くあります。日本からみると、ハワイは仕事するところではなく、遊ぶところというイメージが強いのですが、それはアメリカでも同様です。ただ、ハワイの顧客層は在住者も含めて、定着性が低いという特性がありますので、ハワイのビジネスで継続して好成績を取めると、本土でも通用するといわれています。

15年前に遡りますが、アメリカでマーケティングの仕事をしたときは何から始めたらいいのか、この広いアメリカに商品を紹介していくのにはどうしたらいいのかずっと悩んでいました。

そんなときに出会ったのがインディアナ州に在住するビジネスコンサルタント、そして私のメンターでもあるフーバー氏でした。アメリカでのマーケティング方法や事業の展開について、わからないことがあるたびに、連絡を取って相談しており、それは現在でも続いています。彼はいつも現状や将来を見据えながら、今どうすべきかの確かなアドバイスをします。同時に、フーバー氏の話は、いつも私の心をワクワクさせてくれます。私の父親くらいの年齢であるにもかかわらず、いつもチャレンジングな話題が多いのです。

「一人で何でもできるとしたら失敗する」というのが彼の口癖です。私もフーバー氏と何度もお会いしているうちに、この言葉をいつも思い出すようになりました。時折他人の意見を聞くことができなくなりそうなとき、一人の力では限界があると言い聞かせ、失敗した人々のことを思い出すようにしています。特に忙しいときには、私自身一人で走ってしまう傾向がありますので、定期的に軌道修正をかけています。

アメリカでは、各自の業務が契約書に記載されており、契約書にない業務を依頼しても「それはできません」と返されることが日常茶飯事です。慣れない方には違和感があるかもしれません。しかし、国土は日本の約27倍の面積があり、文化、民族、習慣、気候も地

域によって全く異なります。地域や場面に応じてさまざまな適任者を選んでいかない限り、ビジネスがうまく回っていかないのです。

地域特有のさまざまな文化や習慣が融合しているアメリカは、日本の文化と比較すると異なる部分が多くあります。例えば雇用にしても、日本人ばかり（または、同一民族のみ）を採用していると人種差別として問題になります。会社が大きくなるにつれて多国籍の従業員を採用しないといけない仕組みができています。

以前、私の会社にイスラエルから男性が事務職として勤務していたことがあります。朝は掃除から始めようとミーティングで発言した日本人女性に「僕は事務職として働いているから、掃除は僕の仕事じゃない」と返されて驚いたことがあります。これは業務内容に「掃除」というのが記されていない会社側のミスになります。

企業で重要なのは、採用前の契約書に業務内容の詳細を記さなければならないということです。採用後は、各業務を依頼された個人がパズルのように組み立てられて、TPOに合わせたチームが作られます。

日本のように一人がいくつもの業務を請け負うことは良いことですが、アメリカのように合理的に業務分担がされている背景には、お国柄もあるので致し方ないことなのです。

日本でも外資系をはじめ、最近では外国からの従業員を受け入れる企業も多く出てきていますのでアメリカ同様、入社時には契約書を交わして業務内容が細かく決められています。契約書で人に縛りをつけるというのは、日本ではなかなか受け入れにくい部分もありますが、習慣の異なる人たちをひとつにまとめていくには、そうでもしないとチームとして機能しないのです。

欧米化されていく企業の中で、チームビルディングに必要なことは、文化の考えの違う従業員を上司が受け入れて、各自の得意分野を生かしたチームをいかにつくるかということです。

e-Taxを体験してみよう！

## 平成24年9月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
2	(株)ティーティーシー	山本 哲郎	渋谷区恵比寿西1-20-2	5459-3714	専門サービス業
3	NRJAPAN(株)	盧 在洙	渋谷区桜丘町13-9	3770-5399	教育教材販売
6	(株)帝国興信所	谷口 卓爾	渋谷区渋谷3-17-4	3406-6565	信用調査業
6	(株)家出人相談センター	谷口 卓爾	渋谷区渋谷3-17-4	5466-1604	信用調査業
11	社会福祉法人武蔵野療園 渋谷区高齢者ケアセンター	前田 昭子	渋谷区神南1-8-6	3770-0217	公益法人
12	(株)ケリーハーツ	上村 茂実	渋谷区富ヶ谷1-9-22	6407-2103	総合毛髪業

## 平成24年10月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	(株)カナミックネットワーク	山本 洋子	渋谷区恵比寿4-20-3-31F	5798-3955	ソフトウェア
4	(株)シグナル	長澤 五郎	渋谷区広尾1-11-2	6721-7500	インターネット通信
5	(有)トゥーオーテイクデザイン	大竹 一彦	渋谷区東2-16-4	5766-1686	舞台照明デザイン業
5	(株)オフィスリンク	小谷 友之	渋谷区東1-27-6	5774-0702	O A 機器販売・工事
6	M.C.L Design Japan(株)	岩岡 洋一	渋谷区渋谷2-14-13	6427-4198	卸売小売 (アクセサリ)
7	(株)菓輪舎	児島 彰	渋谷区道玄坂1-9-2	6416-5854	菓子卸業
8	(株)ヒューマンワークス	石崎 俊雄	渋谷区松涛2-7-10	6407-0470	医療機器・美容機器販売
11	(株)ノベルスタンダード	城田 寛治	渋谷区宇田川町12-3-802		コンサート企画・制作
11	(株)渋谷プロダクション	小林 良二	渋谷区宇田川町12-3-708	5728-4080	映像制作キャストینگ
12	(株)ヴェールタルジョン	和泉 光一	渋谷区上原1-26-16	6416-8080	洋菓子・パン等製造販売
13	Cook Japan(株)	矢込 和彦	渋谷区元代々木町30-13	3468-9715	医療機器販売
15	グリーンネット(株)	岸本 頼彦	渋谷区幡ヶ谷2-7-2	3373-2062	サービス業
15	(株)スリーエムズ	菅沼 良介	渋谷区幡ヶ谷2-7-2	5358-2506	情報サービス

快適なお住居とオフィスの  
環境づくりをお手伝します

有限  
会社 **小林カーテン**

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-7-4

オーダーカーテン  
ブラインド、ロールスクリーン  
カーペット  
クロス貼り

TEL 03-3400-0582

FAX 03-3400-0568

法人会ホームページを活用しよう



## 年末年始における窓口業務のご案内



年末年始、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所における事務の取扱いは次のとおりです。

	12月28日(金)	12月29日(土) ～1月3日(木)	1月4日(金)
都税の納税	○	×*	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証明書等の取扱い	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 電話 03-3463-4311 (代表)

## 12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内) 6月にお送りした納付書により、12月27日(木)までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

- ①金融機関※<sup>1</sup>・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替※<sup>2</sup>
- ③コンビニエンスストア※<sup>3</sup>



＜利用可能なコンビニエンスストア＞

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ  
生活家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ  
ヤマザキデイリーストア ローソン MMK設置店 (コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。)

- ④金融機関※<sup>1</sup>・郵便局の  (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※<sup>4</sup>
  - ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
  - ※2 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)へお問い合わせください。
  - ※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
  - ※4 ○  (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書に限ります。
    - 領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。なお、都では独自に、「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。
    - 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。
    - システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

### 固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式又はダウンロード様式)に必要事項を記入の上、郵送していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください(1月10日までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期分から口座振替をご利用いただけます。)

＜口座振替のお問い合わせ先＞ 主税局徴収部納税推進課口座振替係 (03-5912-7520)

振替納税を利用しよう

## 23区内に小規模非住宅用地をお持ちの方へ 固定資産税・都市計画税(23区内)の減免申請はお済みですか？

～小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税(23区内)の減免を受けるためには、申請が必要です～

### ○減免の対象

一画地における非住宅用地（商業ビルや店舗の敷地、駐車場、更地（住宅建設予定地）など）の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分。

※ただし、個人又は資本金等の額が1億円以下の法人が所有するものに限りです。

### ○減免の割合

固定資産税及び都市計画税の税額の2割

小規模非住宅用地の減免申請の期限は、**平成24年12月28日(金)**です。該当する方はお早めに申請してください。なお、前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ】土地が所在する区にある都税事務所

渋谷都税事務所 固定資産税課 固定資産税係 電話 03-3463-4311（代表）

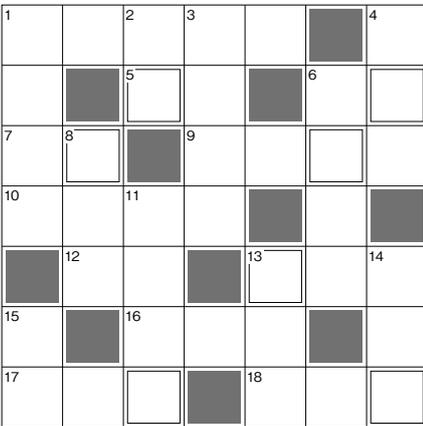
**正解者の中から  
抽選で5名の方に  
クオカード1000円分  
をプレゼント！**

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③住所④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10(社)渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、平成25年1月7日(月)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。たくさんのご応募、お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

### 季節のクロスワードパズル

パズル制作・角田美里



解答欄

●このクロスワードパズルはすべてカタカナが入ります。タテ・ヨコのカギをヒントにパズルを解き、7つの文字を並べかえてください。

これを聞くと、年の瀬だと思いませんか。

#### タテのカギ

- 1 1年の感謝をこめて暮れに贈ります
- 2 女子高や女子大はまさに女の○○ですね
- 3 歳末商戦真っ盛り、○○○○が活況です
- 4 ○○○がないのは無事の知らせといいますが、クリスマスカードでも出しましょうよ
- 6 年末にはふるさとへ帰ります
- 8 みんなが寝静まった真夜中。サンタさんがやってくる時間帯です
- 11 不必要な情報を消しました
- 13 「明眸○○○」は澄んだ瞳と白い歯の形容です
- 14 焼いてからクリームを挟んでくるくる巻

いた○○○ケーキだよ

- 15 クリスマスパーティーで盛り上がるビンゴやアマダもこれ

#### ヨコのカギ

- 1 1年間の汚れをきれいさっぱり煤払い
- 5 おにぎりにたっぷり巻きましょう
- 6 共同募金や奉仕活動で社会に○○、貢献します
- 7 3年座れば温まるものといえや？
- 9 パーティーの会場は○○○○、さあ無礼講で楽しみましょう
- 10 鉢植え、樹姿を鑑賞するものです
- 12 ○○年の人は、○○払いをしたりします
- 13 船舶や飛行機の通る道筋ですね
- 16 サンタさんのそりは○○○自在に夜空を駆け巡りますよ
- 17 わからない言葉はすぐに調べたいもの
- 18 封筒に貼るのは良いけど、冷蔵庫に貼ったら怒られちゃうぞ！

青山通り 子供の城となり 青山学院大学正門前 国連大学本部際  
最低利用 3時間料金 20名 30名 50名 70名 100名 500名

# 青山 アミー・ホール

資料お送り致します 網野イベントビル興産株式会社

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-1-3  
TEL 03-3409-2101(代表) FAX 03-3409-2109

